

議案第24号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成17年松阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「在職期間含むものとする」を「在職期間のうち、市長が特に認めた期間について含むことができるものとする」に改める。

附則に次の1項を加える。

20 令和9年3月31日以前に職員となった者に対して支給する退職手当の算定については、第7条第5項中「在職期間のうち、市長が特に認めた期間について含むことができる」とあるのは「在職期間を含む」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。